

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例に係る事務処理要綱

第1節 総則

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和8年名古屋市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関する事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 規則 名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の整備に関する条例施行規則（令和8年名古屋市規則第95号）をいう。
- (2) 人街条例 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33号）をいう。
- (3) 人街規則 人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（平成17年愛知県規則第58号）をいう。
- (4) 変更届出 条例第8条の規定による整備計画の変更の届出をいう。
- (5) 届出等 条例第7条の規定による届出及び変更届出をいう。
- (6) 交付請求 条例第12条第1項の規定による適合証の交付の請求をいう。

第2節 整備計画の届出

(整備計画の届出)

第3条 規則第4条第1項に規定する届出書の様式は第1号様式、同条第2項第1号の適合状況項目表は第2号様式とする。

2 条例第7条の規定による整備計画の届出に際し、人街条例第12条の規定による届出を同時に行う場合であって、規則第4条第2項第2号から第5号までの図書（以下「添付図書」という。）と人街規則第7条の表（一）の（ろ）欄に掲げる図書の内容が重複するときは、当該図書の提出をもって添付図書の提

出に代えることができる。

(整備計画の変更の届出)

第4条 規則第6条第1項に規定する届出書の様式は第3号様式とする。

- 2 変更届出に際し、人街条例第14条の規定による届出を同時に行う場合であつて、規則第6条第1項に規定する図書（以下「変更図書」という。）と人街規則第7条の表（一）の（ろ）欄に掲げる図書の内容が重複するときは、当該図書の提出をもって変更図書の提出に代えることができる。

(整備計画の審査等)

第5条 市長は、届出等に係る整備計画について、整備基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 2 市長は、整備計画が整備基準に適合せず、かつ、条例第6条第1項ただし書に該当しないと認めるときは、条例第9条の規定に基づき、届出等を行った者に対し、必要な指導及び助言を行う。
- 3 市長は、第1項の審査結果について届出等を行った者に対し第4号様式により通知する。

(指示等)

第6条 市長は、条例第11条第1項の規定により宿泊施設の新築等の工事に着手した者に対し報告を求めるときは、第5号様式により通知するものとする。

- 2 条例第11条第1項の規定により立入調査を行うときは、宿泊施設の新築等の工事に着手した者に対し、第6号様式により、事前に通知するものとする。
- 3 市長は、緊急に立入調査を行う必要があるときは、前項の規定にかかわらず、口頭で通知することができる。この場合において、立入調査を行う職員は、規則第7条で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示する。
- 4 市長は、報告又は立入調査の結果、条例第10条の規定に基づき宿泊施設の新築等の工事に着手した者に対し指示をする必要があるときは、第7号様式により指示する。

第3節 適合証の交付

(適合証の交付の請求)

第7条 規則第8条に規定する請求書の様式は第8号様式とする。

(請求の審査等)

第8条 市長は、交付請求をした者（以下「請求者」という。）が適合措置を講じた宿泊施設が整備基準に適合するかどうかを審査する。

- 2 市長は、前項の審査にあたり、請求者の承諾を得て、当該宿泊施設に立ち入り、適合状況項目表の項目の適否、規則第4条第1項に規定する届出書及び規則第6条第1項に規定する届出書が提出されているものについてはこれに基づき、整備基準に適合しているかどうかを目視、計測その他客観的に見て妥当で合理的な方法により調査する。
- 3 市長は、第1項の審査及び前項の調査（以下「調査等」という。）の結果、当該交付請求に係る宿泊施設について講じた適合措置が整備基準に適合していると認めるときは、適合証及び第9号様式を請求者に交付する。
- 4 市長は、調査等の結果、当該適合措置が届出書の内容と著しく異なるときは、請求者に、相当期間を定めて条例第8条の規定による整備計画の変更の届出を提出するよう指示を行う。
- 5 市長は、前項の指示に基づき変更届出の提出がされたときは、再調査等を行い、整備基準に適合していると認めるときは適合証及び第9号様式を請求者に交付する。相当の期間経過後も変更届出がされないとき又は再調査等の結果適合していると認められないときは適合証を交付しない旨を第10号様式により請求者に通知する。
- 6 市長は、調査等の結果、当該請求に係る宿泊施設について講じた措置が整備基準に適合していないと認めるときは、相当期間を定めて手直しの指示を行う。
- 7 市長は、前項の期間を経過した後、手直しが完了したときは、再調査等を行い、整備基準に適合していると認めるときは適合証及び第9号様式を請求者に交付する。手直しが完了しないとき又は再調査等の結果適合していると認められないときは適合証を交付しない旨を第10号様式により請求者に通知する。

第4節 実施状況の報告

(報告の通知)

第9条 市長は、条例第14条第1項に基づき宿泊施設の適合措置の実施状況の報告を求める必要がある宿泊施設について、第11号様式により、当該宿泊施設を設置又は運営する事業者に対し通知する。

(報告の受付)

第10条 規則第9条に規定する報告書の様式は第12号様式とする。

(報告の審査等)

第11条 市長は、当該報告に係る宿泊施設について講じられている適合措置が整備基準に適合しているかどうかを審査する。

2 市長は、前項の審査の結果、当該措置が整備基準に適合していないと認めるときは、条例第14条第2項の規定に基づき、当該報告者に対し、必要な指導又は助言を行う。

第5節 雑則

(届出等の取下げ)

第12条 届出等又は適合証の交付の請求をした者が、当該届出等又は適合証の交付の請求を取り下げようとするときは、第13号様式を市長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条から第5条までの規定は、この要綱の施行の日以後に工事に着手する宿泊施設の新築等について適用する。

宿泊施設整備計画届出書

（第1面）

年 月 日

（宛先）名 古 屋 市 長

宿泊施設の新築等をしようとする者

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和8年名古屋市条例第12号）第7条の規定に基づき、整備計画を届け出ます。

記

宿泊施設の新築等をしようとする者の概要

【1 宿泊施設の新築等をしようとする者】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【2 代理者の連絡先】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

（担当者名： ）

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【ヘ ファクシミリ番号】

- （注意）1 宿泊施設の新築等をしようとする者が2以上のときは、1欄は、代表となる宿泊施設の新築等をしようとする者について記入し、別紙に他の宿泊施設の新築等をしようとする者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 2 2欄は、代理者が法人の場合は、その名称及び担当者の氏名を記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※受付欄	※決裁欄

適合状況項目表

【整備基準】（条例第6条関係）

整備基準		整備の状況等	備考
(1) 階段又は段の有無（規則で定める部分を除く。）		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
(2) 床面積が15平方メートル未満の客室の有無 （2以上のベッドを置く一般客室にあつては、19平方メートル未満の客室の有無）		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
有 の 場 合	ア 1以上の便所の出入口の幅：70cm以上	<input type="checkbox"/> 便所が無い 有効幅員 (cm)	
	イ 1以上の浴室等の出入口の幅：70cm以上	<input type="checkbox"/> 浴室等が無い 有効幅員 (cm)	
	ウ 便所又は浴室等（脱衣室等含む）の出入口に接する通路等の幅：80cm以上	<input type="checkbox"/> 便所・浴室等が無い 有効幅員 (cm)	
(3) 床面積が15平方メートル以上の客室の有無 （2以上のベッドを置く一般客室にあつては、19平方メートル以上の客室の有無）		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
有 の 場 合	ア 1以上の便所の出入口の幅：75cm以上	<input type="checkbox"/> 便所が無い 有効幅員 (cm)	
	イ 1以上の浴室等の出入口の幅：75cm以上	<input type="checkbox"/> 浴室等が無い 有効幅員 (cm)	
	ウ 便所又は浴室等（脱衣室等含む）の出入口に接する通路等の幅：100cm以上	<input type="checkbox"/> 便所・浴室等が無い 有効幅員 (cm)	

- (注意) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
 2 整備の状況欄は、該当する□にレ印等を付すとともに、数字を記入してください。
 3 基準に適合しない場合には、「備考」欄に措置の状況を記入してください。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

宿泊施設整備計画変更届出書

（第1面）

年 月 日

（宛先）名 古 屋 市 長

宿泊施設の新築等をしようとする者

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和8年名古屋市条例第12号）第8条の規定に基づき、整備計画の変更を届け出ます。

記

宿泊施設の新築等をしようとする者の概要

【1 宿泊施設の新築等をしようとする者】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【2 代理者の連絡先】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

（担当者名： ）

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【ヘ ファクシミリ番号】

- （注意）1 宿泊施設の新築等をしようとする者が2以上のときは、1欄は、代表となる宿泊施設の新築等をしようとする者について記入し、別紙に他の宿泊施設の新築等をしようとする者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 2 2欄は、代理者が法人の場合は、その名称及び担当者の氏名を記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※受付欄	※決裁欄

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

（宿泊施設の新築等をしようとする者の氏名）

様

名古屋市長

宿泊施設の整備計画について（通知）

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和8年名古屋市条例第12号）第7条の規定による 年 月 日付けの届出に係る整備計画については、下記のとおりです。

記

1 宿泊施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 審査結果

条例第6条の整備基準に適合・不適合・整備基準を適用する部分なし

3 その他

（連絡先）

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

担当 名古屋市住宅都市局 建築指導部 建築審査課

電話 052-972-2929

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

（宿泊施設の新築等をしようとする者の氏名）

様

名古屋市長

宿泊施設に係る報告について（通知）

あなたが新築等をしようとする宿泊施設について、名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和8年名古屋市条例第12号）第11条第1項の規定により、下記のとおり報告してください。

記

1 宿泊施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 報告を求める事項

3 報告の提出先

住宅都市局 建築指導部 建築審査課

4 報告期限

年 月 日

（連絡先）

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

担当 名古屋市住宅都市局 建築指導部 建築審査課

電話 052-972-2929

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

(宿泊施設の新築等をしようとする者の氏名)

様

名古屋市長

宿泊施設に係る立入調査について (通知)

あなたが新築等をしようとする宿泊施設について、名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例 (令和 8 年名古屋市条例第 12 号) 第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり立入調査をします。

記

1 宿泊施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 立入調査予定日時

年 月 日 時から 時まで

3 立入調査職員

住宅都市局 建築指導部 建築審査課

(連絡先)

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

担当 名古屋市住宅都市局 建築指導部 建築審査課

電話 052-972-2929

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

年 月 日

（宿泊施設の新築等をしようとする者の氏名）

様

名古屋市長

宿泊施設の新築等の工事について（指示）

あなたが新築等をしようとする宿泊施設は、名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和8年名古屋市条例第12号）第7条による 年 月 日付けの届出に係る整備計画の内容と異なる工事を行ったと認められます。

については、同条例第10条の規定により、同条例第6条第1項の整備基準に適合させるための措置を講ずるよう指示します。

なお、措置を講ずるにあたりあらかじめ改善計画書を作成し、提出してください。

記

1 宿泊施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 条例第7条に基づく届出に係る整備計画の内容と異なる事項とその判断の根拠

3 改善計画書の提出先

住宅都市局 建築指導部 建築審査課

4 改善計画書の提出期限

年 月 日

（連絡先）

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

担当 名古屋市住宅都市局 建築指導部 建築審査課

電話 052-972-2929

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

適合証交付請求書
（第1面）

年 月 日

（宛先）名 古 屋 市 長

宿泊施設の新築等をしようとする者
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和8年名古屋市条例第12号）第12条第1項の規定に基づき、適合証の交付を請求します。

記

宿泊施設の新築等をしようとする者の概要

【1 宿泊施設の新築等をしようとする者】

- 【イ 氏名のフリガナ】
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 郵便番号】
- 【ニ 住所】
- 【ホ 電話番号】

【2 代理者の連絡先】

- 【イ 氏名のフリガナ】
- 【ロ 氏名】 (担当者名：)
- 【ハ 郵便番号】
- 【ニ 住所】
- 【ホ 電話番号】
- 【ヘ ファクシミリ番号】

- (注意) 1 宿泊施設の新築等をしようとする者が2以上のときは、1欄は、代表となる宿泊施設の新築等をしようとする者について記入し、別紙に他の宿泊施設の新築等をしようとする者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 2 2欄は、代理者が法人の場合は、その名称及び担当者の氏名を記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※受付欄	※決裁欄

年 月 日

（請求者の氏名）

様

名古屋市長

適合証の交付について（通知）

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和8年名古屋市条例第12号）第12条第1項の規定による 年 月 日付けの請求については、同条例第6条の整備基準に適合していると認められますので、同条例第12条第2項の規定により、下記の宿泊施設について、適合証を交付します。

なお、適合証は、宿泊施設の入口等によくわかる位置に掲示してください。

記

宿泊施設の名称及び所在地

名称

所在地

（連絡先）

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

担当 名古屋市住宅都市局 建築指導部 建築審査課

電話 052-972-2929

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

（請求者の氏名）

様

名古屋市長

適合証の交付について（通知）

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和 8 年名古屋市条例第 12 号）第 12 条第 1 項の規定による 年 月 日付けの請求について、内容を審査しましたが、下記のとおり適合証は交付しません。

記

1 宿泊施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 適合証を交付しない理由

（連絡先）

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

担当 名古屋市住宅都市局 建築指導部 建築審査課

電話 052-972-2929

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

年 月 日

（事業者の氏名）

様

名古屋市長

実施状況報告について（通知）

あなたが事業の用に供する宿泊施設について、名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和 8 年名古屋市条例第 12 号）第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり同条例第 6 条第 1 項の整備基準に適合させるための措置の実施状況を報告してください。

記

1 宿泊施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 報告の提出先

住宅都市局 建築指導部 建築審査課

3 報告期限

年 月 日

（連絡先）

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

担当 名古屋市住宅都市局 建築指導部 建築審査課

電話 052-972-2929

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

実施状況報告書

（第 1 面）

年 月 日

（宛先）名 古 屋 市 長

宿泊施設の新築等をしようとする者

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和 8 年名古屋市条例第 12 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、整備基準に適合させるための措置の実施状況の報告をします。

記

宿泊施設の新築等をしようとする者の概要

【 1 宿泊施設の新築等をしようとする者】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【 2 代理者の連絡先】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

（担当者名： ）

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【ヘ ファクシミリ番号】

- （注意） 1 宿泊施設の新築等をしようとする者が 2 以上のときは、1 欄は、代表となる宿泊施設の新築等をしようとする者について記入し、別紙に他の宿泊施設の新築等をしようとする者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 2 2 欄は、代理者が法人の場合は、その名称及び担当者の氏名を記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※受付欄	※決裁欄

取 下 げ 届

年 月 日

（宛先）名 古 屋 市 長

届出又は請求をした者の住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（令和 8 年名古屋市条例第 12 号）の規定による下記の届出・請求は、取下げます。

記

1 届出・請求年月日
年 月 日

2 宿泊施設の名称及び所在地
名称

所在地

3 取下げ理由

※本欄には記入しないでください。

受付欄	決裁欄

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。